

伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区

景 観 計 画

平成20年12月

伊 賀 市

目 次

第1章	景観計画の構成	1
第2章	景観計画の区域	1
第3章	良好な景観の形成に関する方針	4
(1)	景観形成に関する方針	4
第4章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	5
(1)	景観形成基準	6
第5章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	10
(1)	景観重要建造物の指定の方針	10
(2)	景観重要樹木の指定の方針	12
(3)	景観形成対象物	12
第6章	景観重要公共施設の整備に関する事項	13
(1)	景観重要公共施設の整備に関する方針	13

第1章 景観計画の構成

景観法では、以下の事項について定めた景観計画を策定し、良好な景観形成を進めることとして
います。

必須事項	<ul style="list-style-type: none">・ 景観計画区域・ 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針・ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項・ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
選択事項	<ul style="list-style-type: none">・ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項・ 景観重要公共施設の整備に関する事項・ 景観重要公共施設の占用等の基準・ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項・ 自然公園法の許可の基準

第2章 景観計画の区域

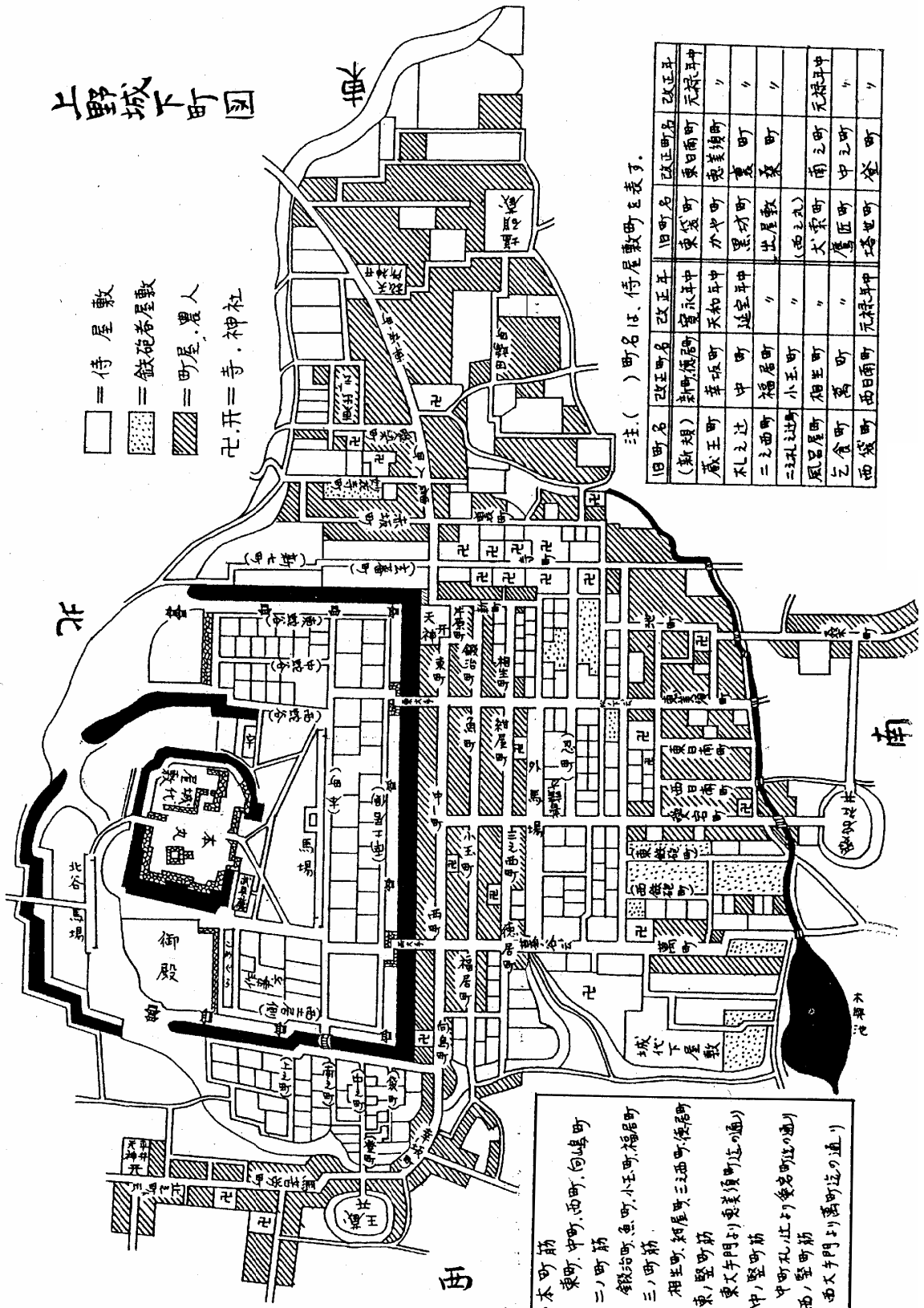
伊賀市ふるさと景観条例において伊賀街道沿線地区、大和街道沿線地区、寺町地区において景観形成地区の指定を受けた区域

伊賀市では合併前の上野市当時、上野都市計画区域を対象に城下町景観を形成するために「上野市ふるさと景観条例」を平成13年4月に施行し、合併後も伊賀市ふるさと景観条例に継承されています。

この条例の中で、特に都市景観の形成を図る必要があると認められた伊賀街道沿線、大和街道沿線、寺町の6町3地区については景観形成地区として指定され、現在まで良好な景観形成が図られてきました。

伊賀市景観計画では緩やかなルールの中で、伊賀市全域で良好な景観形成を図ることとしています。3つの景観形成地区が含まれる城下町の風景区域(伊賀市景観計画参照)においても三筋町や、上野農人町、中之立町など現在も良好な城下町景観が残る重点区域とその他の一般区域に分けて景観形成の基準を定めています。但し、これらの景観形成基準は、現在の3つの景観形成地区の景観形成基準より緩やかな基準となっているため、3つの地区の景観形成基準を維持し、継続して良好な景観形成を進めるために、これら3つの地区を景観計画区域として設定することとし、伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画を策定することとしました。

上野城下町図



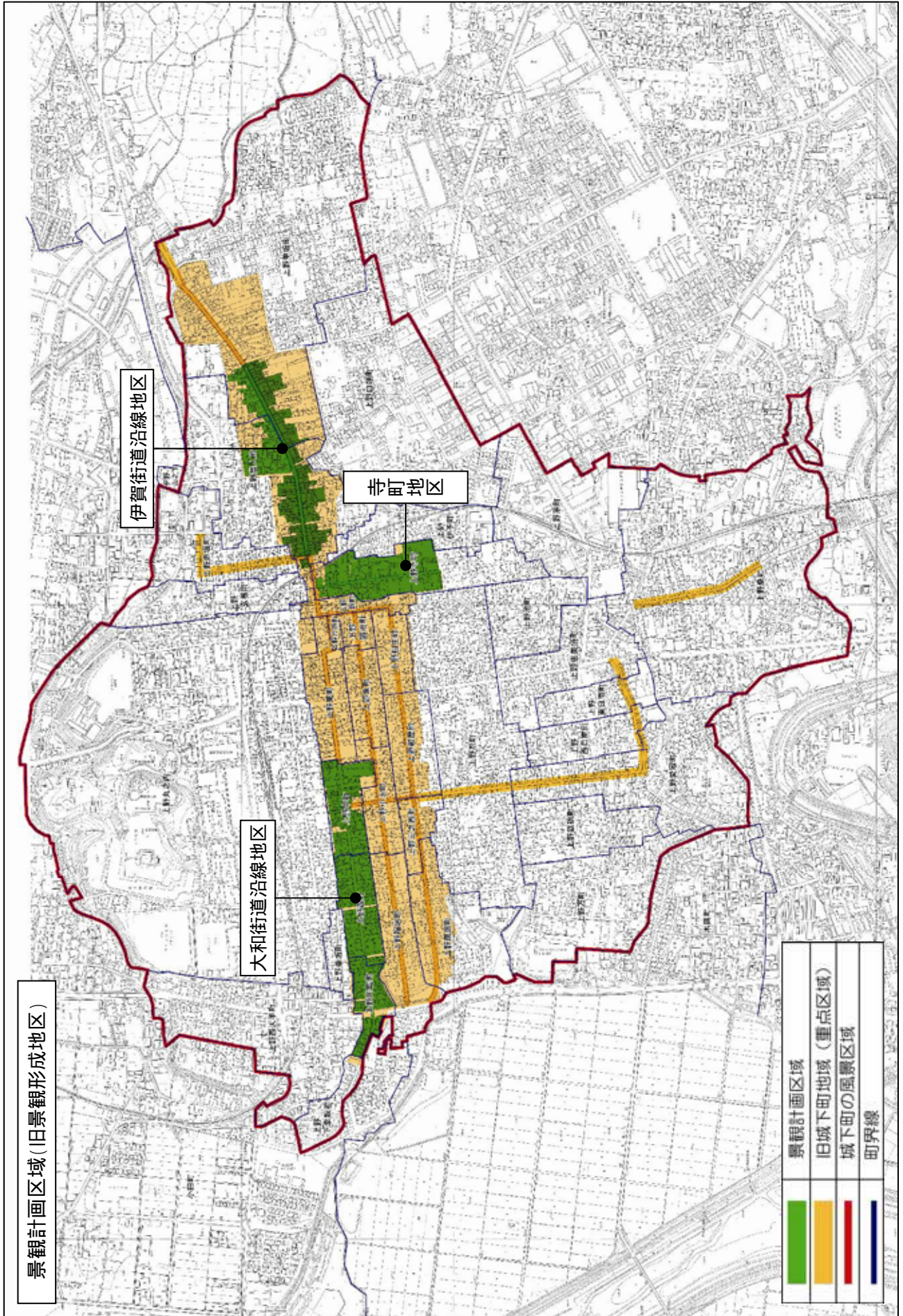
- = 侍屋敷
- ▨ = 鉢砦者屋敷
- ▧ = 町屋・農人
- 門 = 門・寺・神社

旧町名	改正町名	改正町名	旧町名	改正町名	改正町名
(新堀)	新堀町	富永町	東袋町	東日南町	元禄町
蔵王町	萃坂町	天和町	芥也町	龜美須町	"
不之辻	中町	延宝町	黒坊町	裏町	"
二之西町	福屋町	"	出屋敷	裏町	"
二之北町	小玉町	"	(西之丸)	南之町	元禄町
風呂屋町	相王町	"	犬栗町	中之町	"
之倉町	葛町	"	鷹匠町	登町	"
西袋町	西日南町	元禄町	塔世町		

注：() 町名は、侍屋敷町を表す。

- 本町筋
- 東町、中町、西町、向嶺町
- 二ノ町筋
- 鍛冶町、魚町、小玉町、福屋町
- 三ノ町筋
- 相王町、知屋町、三西町、徳居町
- 東ノ町筋
- 東ノ寺門前(利根美須町迄の通)
- 中ノ町筋
- 中町、北町、相王町迄の通
- 西ノ町筋
- 西ノ寺門前(利根美須町迄の通)

「上野城と城下町 福井健二著」より



第3章 良好な景観の形成に関する方針

当城下町地域には、文化財や史跡などとともに、城下町の基盤となる数多くの町屋が残され、城下町らしい落ち着いたたたずまいを見せています。これらは次第にその姿を消しつつありますが、その存在は地域に住む人間のみならず、市民の誇りともなっています。

特に、三筋町、街道筋、寺町の町並みは、城下町の基盤が残っており、また町屋、だんじり庫、社寺など歴史的な建造物がよく残り、往時の町並みを偲ばせています。

町屋が残る地域では、景観面だけでなく、居住環境面でも個々の坪庭や裏庭が街区の中で連続することにより、街区の環境を良好なものにしています。

しかし、近年この地域で駐車場化、空き家化と人口の減少、建物の老朽化などの問題が顕著に見られ、伝統的な町屋景観の消失とともにコミュニティの弱体化や住環境の悪化に対する対応が求められています。

このため伊賀街道沿線、大和街道沿線、寺町地区の3つの地域では、『伝統的な町屋景観の保全育成』『居住環境整備を軸とした住み良いまちづくり』『寺院建築と白壁の連続する景観の保全』を目標として景観まちづくりを進めていくこととします。

伊賀街道・大和街道筋をはじめとする街道筋及び三筋町（本町筋・二之町筋・三之町筋）においては、城下町の基盤が色濃く残っており、また、伝統的町屋や武家屋敷などの建造物も多く残っていることから、景観拠点として位置づけ、伝統的町屋の保全とその景観と調和した街並みの形成を図ります。

寺町地区においては、当城下町が形成された17世紀初頭に町を守るべく東の外れに8つの寺が集められたのが起源であり、現在7つの寺院が寺院建築と白壁の連続する美しい寺院景観を創出していることから白壁と日本瓦を貴重とした景観の形成を図ります。

(1) 景観形成に関する方針

【歴史的景観】

- ・ 保全修景型のまちの将来像を実現していくために、『景観拠点としての伝統的町屋の保全』『伝統的町屋景観と調和した町並み景観の形成』『歴史的趣きを感じられる寺院景観の保全』を図ります。
- ・ 歴史的町並み及び歴史的に重要な建造物の保全、修復、再生を図り、特にだんじりが映える町並み景観を形成します。
- ・ また、あわせて空き町屋の利活用を図り、人の暮らしの息吹を感じることでできる生きた町並みの維持を図ります。



大和街道沿線（上野天神祭のだんじり）



寺町地区

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観計画区域では、景観法第16条第1項に基づき、一定の行為については届出を行わなくてはならないものとされており、条例では届出対象行為及びそれぞれの届出対象行為ごとの景観形成基準を定めることとされています。

伊賀市ふるさと景観条例の景観形成基準では、伊賀街道沿線地区、大和街道沿線地区においては町屋建築を想定した景観形成基準が、寺町地区では社寺建築を想定した景観形成基準が定められており、今回の景観計画においても、それらの景観形成基準にならったものとしています。

しかし、当該基準が歴史的な背景等により適合することが地域の景観形成を図るうえでふさわしくないと認められる場合は、景観審議会などに意見を聞き判断するものとします。

(1) 景観形成基準

a. 建築物の建設等

届出対象行為

届出の対象行為は「伊賀市ふるさと景観条例」に基づく景観形成地区の届出基準を継承し、以下の規模とします。

区域内及び沿道の全ての家屋を対象とします。

区 分		景観形成基準	
配 置 ・ 規 模	共通事項 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。 ・ 主要な視点場からの、上野城天守閣の眺望を妨げない配置及び規模とすること。 ・ 行為地がまとまりのある歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 ・ 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては隣地や周辺との連続性に配慮した配置及び規模とすること。 ・ 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。 	
	個別事項 2	伊賀街道沿線地区 大和街道沿線地区	<p>【位 置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通りに面する壁面の位置は、伝統的町屋の外壁の位置にそらえる。 ・ 駐車スペース等の確保のため、やむを得ず建物を後退させる場合は、門・塀等の設置、駐車面の位置・形状・色彩・質感への配慮等により町並みの連続感が途切れないように最大限留意する。 <p>【階数・高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として高さ 2 階以下とし、または町並み保全のため周囲の町並み景観と統一、調和するものとする。3 階建の場合は、その部分を後退させる等、通りから見える町並み景観に配慮する。(絶対高さは 12m 以下とする) <p>【建 物 の 幅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町並みの連続性を維持するため、建物は敷地の間口いっぱいには建築することとするが、やむを得ない理由により敷地の前面道路に面する部分に空地ができる場合は、板塀や垣根等を設置することにより町並み景観の連続性が損なわれないよう配慮する。
	寺 町 地 区	<p>【階数・高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の寺院景観と統一、調和する高さとする。 ・ 原則 3 階以下 (絶対高さは 12m 以下) とすること。 	
形 態 ・ 外 観	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域性に配慮し、周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。 ・ 主要な視点場からの眺望を妨げないように形態及び外観を工夫すること。 ・ 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 ・ 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。 ・ 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。 ・ 道路に面するところはできる限り屋根のラインが連続するよう配慮し、一階軒線の連続性を保つよう配慮すること。 	
	個別事項	伊賀街道沿線地区 大和街道沿線地区	<p>【構 造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、主体構造は木造とする。やむを得ず鉄骨造・鉄筋コンクリート造等とする場合は、その外観が周囲の町並み景観と統一、調和した意匠形態とする。 <p>【外 壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漆喰塗り、板貼りを基本とするが、それによらない場合は周囲の町並み景観と調和した和風の落ち着いた仕上げとする。 <p>【開口部・建具】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通りに面した外部建具は、木製または木製に類する色調・質感を持ったものとし、格子等の伝統的デザインをできる限り取り入れ、歴史的な町屋の風情を演出するよう配慮する。 <p>【建築設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設備、配管等については、通りから見えない位置に設置・配管することとし、やむを得ない場合には塀や垣根等で修景するなど、その意匠や形態に配慮する。

区 分		景観形成基準	
形態・外観	個別事項	寺 町 地 区	<p>【構 造】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、主体構造は木造とする。やむを得ず鉄骨造・鉄筋コンクリート造等とする場合は、その外観が周囲の寺院景観と統一、調和した意匠形態とする。 <p>【外 壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漆喰塗り、板貼りを基本とするが、それによらない場合は周囲の寺院景観と調和した和風の落ち着いた仕上げとする。 <p>【開口部・建具】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通りに面した外部建具は、木製または木製に類する色調・質感を持ったものとし、寺院建築等の伝統的デザインをできる限り取り入れ、歴史的な寺院の風情を演出するよう配慮する。 <p>【建築設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築設備、配管等については、通りから見えない位置に設置・配管することとし、やむを得ない場合には何らかのかたちで修景するなど、その意匠や形態に配慮する。
		色 彩	<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセント色の使用等に関しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。 別に定める大規模な建築物等の色彩に関する色彩ガイドラインに配慮すること。 通りに面した外壁の色彩は、無彩色（白、灰、黒）または茶系統の落ち着いたものとする。
緑 化	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和の取れた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に生かすこと。 	
屋根形式	個別事項	伊賀街道沿線地区 大和街道沿線地区	<ul style="list-style-type: none"> 黒または灰色の日本瓦葺き、またはこれに類するものとし、勾配は周囲の町屋との調和に留意して4/10～5/10程度とする。 切妻、平入りを基本とし、通りに面した1階部分には町並み景観に調和する庇、またはそれに類するものを設けることとし、軒線の連続性を保つよう配慮する。
		寺 町 地 区	<ul style="list-style-type: none"> 黒または灰色の日本瓦葺き、またはこれに類するものとし、周囲の寺院との調和に留意する。
車庫・駐車場・垣柵等	個別事項	伊賀街道沿線地区 大和街道沿線地区	<p>【車 庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通りに面した部分には、原則として車庫を設置しないものとする。やむを得ず設置する場合には、門を設ける等その位置や形状、出入口の扉の意匠等を工夫し、または塀や垣根等で修景整備するなど、周辺の町並み景観を損なわないように留意する。 <p>【駐車場・空地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、通りに面して駐車場は設置しない。やむを得ず設置する場合は、門を設ける等して位置、形状、駐車面の色彩・材質、出入口の扉の意匠等に配慮し、または塀や垣根等で修景整備するなど、町並みの連続感が途切れないように留意する。 空地についても、塀や垣根等で修景整備し、町並みの連続性を保てるよう配慮する。 <p>【塀・垣根等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 塀や垣根等を設置する場合は、土塀・板塀・竹垣・生垣等とするが、それによることができない場合も、日本瓦をのせる等、周囲の町並み景観と調和した和風の落ち着いた仕上げとする。
		寺 町 地 区	<p>【車 庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通りに面した部分には、原則として車庫を設置しないものとする。やむを得ず設置する場合には、門を設ける等その位置や形状、出入口の扉の意匠等を工夫し、または塀や垣根等で修景整備するなど、周囲の寺院景観を損なわないように留意する。 <p>【駐車場・空地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、通りに面して駐車場は設置しない。やむを得ず設置する場合は、塀や垣根等で修景整備するなど、寺院景観の連続感が途切れないように留意する。 空地についても、塀や垣根等で修景整備し、寺院景観の連続性を保てるよう配慮する。 <p>【塀・垣根等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当地区は、白壁が連続する落ち着いた寺院景観が印象深い地区であり、原則として白の漆喰塗りの土塀または垣根とする。

1 共通事項：伊賀市景観計画で定められている基準のうち、当該地区に適合する事項です。

2 個別事項：当該地区固有の事項です。

b. 工作物の建設等

区域内及び沿道の全ての工作物を対象とします。

区 分		景観形成基準
工作物	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺景観との調和に配慮して、圧迫感や違和感を与えないようなデザインを工夫すること。 ・ 汚れにくく耐久性のある材料を使用するように努めること。 ・ 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。

c. 開発行為（土地の開墾・土地の形質変更）

**1,000 m²以上の土地の開墾・土地の形質変更（一般的な開発行為以外の土地形状の変更も含む）
又は法面・擁壁の高さが5m以上かつ長さ10mを超えるもの**

区 分		景観形成基準
自然資源の保全	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な自然資源がある場合はこれを保全し、又は調和するように配慮すること。 ・ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景を生かすこと。
擁壁の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り現況の地形を生かし、長大な法面又は擁壁が生じないようにすること。擁壁等を設置する場合は、緑化を図るなど自然景観に馴染むよう配慮すること。
法面勾配及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。
土地の形質		<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の形質の変更を行うときは、変更後の土地の形質の状態が周囲の景観と調和のとれたものとする。

d. 土石の採取、木竹の伐採

1,000 m²以上の規模の土石採取、鉱物の採掘、木竹の伐採又は法面・擁壁の高さが5m以上かつ長さ10mを超えるもの

区 分		景観形成基準
位置及び手法に関する基準	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の公共空間から容易に望見できないよう採取又は採掘位置、方法を工夫すること。
採取、伐採後の緑化基準		<ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ず樹木等を伐採する場合は、最小限の範囲とし、緑地保全に努め、緑化を推進する。
社寺林、傾斜樹林、河畔林及び良好な樹林地の保全に関する基準		<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な自然資源がある場合はこれを保全し、又は調和するように配慮すること。 ・ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景を生かすこと。

e . 屋外における土石、廃棄物等の堆積

1,000 m²以上又は高さが5mを超える土石、廃棄物、再生資源その他の堆積

区 分		景観形成基準
堆積、貯蔵の禁止に関する基準	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。
堆積方法に関する基準		<ul style="list-style-type: none"> ・ 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 ・ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

f . 屋外広告物

屋外広告物に関する基準の方針

- ・ 三重県屋外広告物条例による制限を継続します。
- ・ 景観協定等による自主的な景観コントロールの推進を図ります。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(1) 景観重要建造物の指定の方針

指定方針

- ・ 身近な建造物でも地域で広く親しまれ愛着が持たれているもの、優れたデザインのもの、美しい形や優れた技術が用いられているもの、再び造ることができないものなどは景観上重要な要素であり、古き良き建造物を守り、景観資源として活かすことが望まれます。こうした建造物は市民にとっても貴重な歴史的財産であり、外観が景観上特に優れているものは、これを保全し、後世に伝えていく必要があります。
- ・ 現在、市内には文化財保護法による登録有形文化財として登録されている建造物や、県及び市の文化財保護条例により指定されている県及び市の指定文化財があります。この制度による文化財としての登録を継続するとともに、これらの建造物は所有者の意向を聞きながら、順次、景観重要建造物の指定を併せて行うものとしします。また、「伊賀市ふるさと景観条例」に基づく景観形成対象建築物、『だんじりの映える景観大賞』表彰建築物、旧街道沿いの宿場町などの伝統的な造りの建物等、登録有形文化財ではなくても地域のシンボリックな存在となっている、あるいは地域の歴史を想起させてくれるものなど、景観上特に重要な建造物については新しい景観条例に基づいて準景観重要建造物として順次指定し、所有者の合意が得られた段階で景観重要建造物として指定を行います。またこれらについては、重点的に保全していくものとしします。

ただし、これら景観重要建造物の指定にあたっては、景観地区の指定区域や地域で良好な景観形成の取り組みが活発に行われているところ等にある建造物について、優先的に行うこととします。



景観形成対象建築物
(伊賀街道沿線)



景観形成対象建築物
(伊賀街道沿線)



景観形成対象建築物
(大和街道沿線)



景観形成対象建築物
(大和街道沿線)

指定基準

- ・ 外観が景観上特に優れているもので、公共の場所から容易に見ることのできる位置にあるものに限り、次に記すいずれかに該当するものについては、景観重要建造物の指定を順次行うものとします。

ただし、指定に当たっては所有者の合意はもとより、伊賀市景観審議会及び建築等の専門家の意見を聴くものとします。

- 1) 歴史的景観に寄与しているもの
- 2) 特に良好な景観形成に寄与しているもの
- 3) 造形の規範になっているもの
- 4) 再現することが容易でないもの
- 5) 歴史的な建築様式を継承したものや地域のシンボリック的存在となっているもの

(2) 景観重要樹木の指定の方針

指定方針

- ・ 市内に点在する巨木、名木、社寺林等は長い時間をかけて育まれ、地域住民の生活に密着し、自然の偉大さを教えるとともに多くの安らぎを与えてくれます。こうした樹木は市民にとっても貴重な歴史的財産であり、健全で樹容が景観上特にすぐれているものは、これを保全し、後世に伝えていく必要があります。
- ・ 現在、市内には「みえの樹木百選」(県内に残されている緑の文化財とも言うべき巨樹、古木、希少木等を県民や市町村が推薦し、その中から「みえの樹木百選」選定委員会が選定した樹木)があり、これらについても景観上重要な樹木については順次、指定を行うものとします。

ただし、これら景観重要樹木の指定にあたっては、景観地区の指定区域や地域で良好な景観形成の取り組みが活発に行われているところ等にある樹木について、優先的に行うこととします。

指定基準

- ・ 樹容が景観上特に優れているもので、次の記すいずれかに該当するものについては、景観重要樹木の指定を行うものとします。

ただし、公共の場所から容易に見ることのできる位置にあるものに限ることとし、指定に当たっては所有者の合意はもとより、伊賀市景観審議会及び造園等の専門家の意見を聴くものとします。

- 1) 相当の樹齢を重ねた古木や巨大樹
- 2) 由緒、由来等のある樹木
- 3) 地域のシンボリック的存在となっているもの

(3) 景観形成対象物

本市では、伊賀市ふるさと景観条例において「城下町景観の形成上重要な価値があると認める建築物等及び物件」を景観形成対象物として指定してきました。

(平成21年1月1日現在で32件指定)

今後、景観重要建造物として指定された以外の建築物等のうちで、ふるさと風景づくりを図る上で重要な価値があると認める建築物等を景観形成対象物として指定していきます。



景観形成対象物(大和街道沿線)



景観形成対象物(二之町)

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の整備に関する方針

良好な景観形成を図るためには民有地のみでの規制ではなく、道路、河川、公園等の公共施設整備についても良好な景観の形成を図るための措置をとる必要があります。

本市の景観形成上重要な景観資源、風景軸、良好な風景の視点場となる道路、河川、公園等の公共施設については、管理者等との協議により、地域の景観形成にふさわしい整備等の基準を定めます。

これら景観重要公共施設への位置付けにあたっては、景観地区の指定区域や地域で良好な景観形成の取り組みが活発に行われているところ等にある景観上重要な公共施設について、優先的に行うこととします。

a. 景観形成上重要な道路

景観重要公共施設として位置づける景観重要道路は、良好な街路景観を形成するため、整備を行う際には次の事項に取り組むものとします。

歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げに努めます。

潤いのある景観を形成するため、以下のような**電線類が錯綜しないための工夫をします**。

- ・ 電線類の地中化
- ・ 建柱する場合は、建柱位置、電柱の色や太さ、本数の削減、架線位置等、景観への配慮

街路樹や植栽帯の整備などの緑化を行い、その適正な維持・管理に努めます。

交通安全施設を設ける場合は、周辺景観に馴染む**落ち着いたデザイン**となるよう働きかけます。

車道及び歩道の仕上げなどは、**沿道の建築物などが映えるような色彩**となるよう努めます。

趣のある宿場町の道筋や、灯籠や地蔵などの景観資源が集積しているような道路は、景観重要公共施設として位置づける景観重要道路として、**周辺の歴史的景観や景観資源に馴染む整備**を行うよう努めます。



電柱の無い道路・修景された照明柱（上野寺町）

b. 景観形成上重要な公園

景観重要公共施設として位置づける景観上重要な公園は、良好な公園景観を形成するため、整備を行う際には次の事項に取り組むものとします。

公園内に施設や植栽を設ける場合は、**眺望対象（上野城など）への眺望を妨げない**ように配慮します。

公園内に設ける施設は、**周辺景観に馴染む色彩**とするよう努めます。